

令和3年6月11日

一般社団法人富山県経営者協会
会長 山下 清胤 殿

富山労働局長 杉 良太



「産業雇用安定助成金」制度及び『トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース）』制度の活用促進について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から本県の労働行政の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に伴う経済的な理由により多くの企業において事業活動の一時的な縮小を余儀なくされているところですが、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で「在籍出向」によって労働者の雇用の維持を図ることは、労使双方にとってメリットがあり、企業の経営と従業員の雇用を守る上で有意義な取り組みといえます。

この「在籍出向」の取り組みを一層推進するため、今般、『産業雇用安定助成金』制度が新たに創設されたところであり、出向元・出向先双方に賃金などの経費に対し助成を行う有効な支援策として、制度の積極的な活用促進を図ることとしております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者の早期再就職を支援するため、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する『トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース）』制度も新たに創設されたところであり、労働者の適性を確認した上で無期雇用へ移行することによりミスマッチを防ぐ効果が期待される所であり、当制度の活用促進にも取り組んでおります。

貴団体におかれましては、両制度の趣旨を御理解いただき、『産業雇用安定助成金』制度及び『トライアル雇用（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース）』制度の活用について、傘下各企業に対する周知啓発に格段のご協力とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、両制度の周知啓発につきましては、別添のパンフレットにより、貴団体の各種広報への掲載・折り込み、ホームページへの掲載、企業が参集される機会における配布など幅広くご活用いただきますようお願い申し上げます。

（ご参考）厚生労働省ホームページ（パンフレットが閲覧できます。）

- ・『産業雇用安定助成金』制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

- ・『トライアル雇用（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース）』制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/newpage_16286.html

「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する「産業雇用安定助成金」を創設**しました。

※助成金の詳細につきましては、「[産業雇用安定助成金ガイドブック](#)」をご確認ください。

助成金の対象となる「出向」

- **対象**：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。
- **前提**：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

[その他要件]

- ・ 出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること
- ・ 出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと などの要件があります。

対象事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）

助成率・助成額

○出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額（※）	各5万円/1人当たり（定額）	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

